

介護保険制度における福祉用具貸与（販売）種目について

【要望先：厚生労働省】

【要旨】

業者が開発した福祉機器を介護保険の福祉用具貸与等における給付対象とするまでの期間を短縮すること。

【現況、課題等】

介護保険の給付対象となる福祉用具貸与（販売）種目は、厚生労働省告示で定められており、種目の追加や拡充は、3年に1回の報酬改定時に行われている。

この追加や拡充は、報酬改定の前年度の「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」で、利用者や福祉用具製造事業者等の意見・要望を踏まえ、検討されている。（平成27年の報酬改定に向け、次回は平成26年度に開催予定。）

このため、介護保険対象種目の追加や拡充の検討機会は3年に1回の検討会に限られ、新たに開発された商品が対象品目となる期間までに時間を要することが課題である。

【提案・要望の内容】

福祉用具貸与（販売）の保険給付対象種目の追加や拡充は、3年に1回の報酬改定時以外でも可能とするよう、制度の見直しを要望する。

【長野県の対応】

要介護者の自立促進が図られ、利便性の向上につながるものがあれば、種目の追加を柔軟に行うよう、国へ要望をする予定。

（県所管部局）健康福祉部

農業用水を活用した小水力発電に係る河川法手続きの簡素化について

【要望先：農林水産省】

【要旨】

許可水利権を利用した従属発電の登録手続きについて、着実に簡素化を図ること。
また、慣行水利権を利用した従属発電について、国土交通省と連携し、登録制を
早期に導入するとともに、許可水利権と同様、手続きの簡素化を図ること。
(文面については要調整)

【現況、課題等】

許可水利権を利用した従属発電の場合には、申請書類の省略や登録制の導入など、
手続きの簡素化により、申請者の大幅な負担軽減が図られる見通しだが、実際の手
続きにおける簡素化の具体的な内容が示されていない。

また、長野県の農業水利権のうち慣行水利権が86.4%を占めており、今後建設さ
れる小水力発電は、慣行水利権に従属したものが多いと想定されるが、慣行水利権
を利用した従属発電については、登録制の対象とする場合においても、必要な取水
量に関する資料を求められることとなる。

【提案・要望の内容】

発電水利権取得に係る手続きのさらなる簡素化と時間短縮について、以下の2項目について提案する。

提案1：許可水利権を利用した従属発電の登録手続きの簡素化

許可水利権の農業用水に従属した発電の登録にあたっては、許可書と設備認定書
類等の既存資料を活用するなど、実際の手続きにおいて一層の簡素化を図ること。

提案2：慣行水利権を利用した従属発電の登録制の導入と手続きの簡素化

慣行水利権を利用した従属発電についても、許可水利権と同様に登録制を導入す
るとともに、取水量調査の期間の短縮や頻度を少なくするなど、手続きの簡素化を
図ること。

【長野県の対応】

第2期長野県食と農業農村振興計画の着実な推進を図るために、12月下旬に開催予
定の全国耕地課長会議等において国へ要望を行う。

(県所管部局) 農政部

租税特別措置法における規制緩和について

【要望先：農林水産省】

【要旨】

振興山村地域における6次産業化を推進するため、租税特別措置法の特別償却の要件について緩和すること。

【現況、課題等】

長野県は、全国第4位の広大な県土を持ち、県内77市町村のうち6割以上（49市町村：全部指定20、一部指定29）が振興山村地域有しており、当該地域の活性化は喫緊の課題である。

このような中、租税特別措置法における特別償却は、全国で数件（21年度：6件、22年度：3件、23年度：6件、長野県「実績無し」）という状況であり、振興山村地域の活性化施策としては、あまりにも小規模であることから、更なる活用促進を図る必要がある。

また、国で行った調査結果によると、農林水産物等販売業の追加や2,000万円超という取得価額の要件撤廃が市町村からの声として聞かれる。

以上の状況から、当該措置の規制を抜本的に緩和することで、6次産業化による振興山村地域の活性化のための道筋と事業取組の機運を高めることが重要である。

【提案・要望の内容】

振興山村地域における6次産業化を推進するため、租税特別措置法の特別償却の要件について、

① 「農林水産物等販売業※」を追加

※法人税、所得税の課税対象となる農産物直売所、農家レストラン

② 「取得価額の合計額2,000万円超」の要件を撤廃

取得価額の大小に関わらず特別償却を認める

【長野県の対応】

山村振興法が平成27年3月で期限を迎えることを踏まえ、農林水産省に平成27年度税制改正として26年4月に要望する。

(県所管部局) 農政部